

【問1】正解 3 代理

1 誤り。

代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなされます。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、または知ることができたときは、本人に対して直接に効力を生じます(民法 100 条)。

2 誤り。

本人 A の死亡により、代理人 B の代理権は消滅します。したがって、B の行為は無権代理行為となるので、表見代理が成立しない限り、B は、有効に甲土地を売却することはできません。なお、B が A の死亡の事実につき善意無過失であることは、関係ありません(111 条 1 項 1 号)。

3 正しい。

制限行為能力者が代理人としてした行為は、原則として、行為能力の制限によっては取り消すことができません。したがって、B の行為能力の制限を理由に、当該売買契約を取り消すことはできません(102 条)。

4 誤り。

無権代理行為の追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼって、その効力を生じます(116 条)。

【問2】正解 3 代理

1 正しい。

制限行為能力者であっても、代理人となることができます。したがって、補助開始の審判を受けている者(被補助人)であっても、有効に代理権を取得することができます(民法 102 条)。

2 正しい。

代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなします。したがって、その行為の効果は本人に帰属しません(107 条)。

3 誤り。

未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、法定代理人による同意がなくても、有効に本人に帰属します(102 条)。

4 正しい。

代理人が後見開始の審判を受けた場合には、その代理権は消滅します。したがって、B が、後見開始の審判を受けた後に A の代理人として甲土地の売買契約を締結したときは、当該契約の締結は無権代理行為となります。(111 条 1 項 2 号)

直前対策 第2回 解答・解説

(有)拓明館

【問3】正解2 代理

ア 正しい。

復代理人は、代理人によって選任されますが、あくまでも本人の代理人です。したがって、復代理人が、その権限内の行為をしたときは、その行為の効果は直接本人に帰属します(民法 106 条 1 項)。

イ 誤り。

復代理人が委任事務を処理するに当たり受領した物を代理人に引き渡したときは、特別の事情がない限り、代理人に対する受領物引渡義務は消滅し、それとともに、本人に対する受領物引渡義務も消滅します(106 条 2 項、判例)。

ウ 正しい。

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができません。したがって、本人の許諾を得たときは、やむを得ない事由がなくても、復代理人を選任することができます(104

エ 誤り。

法定代理人は、やむを得ない事由がなくても、自己の責任で復代理人を選任することができます。なお、法定代理人は、原則として、復代理人の行為について本人に対して全責任を負いますが、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任および監督についての責任のみを負います(105 条)。よって、誤っているものはイ、エの二つであり、正解は2となります。

【問4】正解2 代理

1 正しい。

無権代理行為の追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生じます。つまり、本件売買契約の時にさかのぼって、本人 A に対してその契約の効力が生じます(民法 113 条 1 項、116 条)。

2 誤り。

無権代理人の相手方は、(悪意であっても、)本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます。この場合、本人がその期間内に確答をしないときは、「追認を拒絶」したものとみなされます(114 条)。

3 正しい。

無権代理人の相手方は、善意であれば、(過失があっても、)本人が追認をしない間は、取消権を行使することができます。したがって、本人が追認をした後は、取消権を行使することができません。なお、追認は、相手方または無権代理人のどちらに対して行ってもよいですが、無権代理人に対して追認をしたときは、相手方がその事実を知るまでは、相手方に対して追認の効果を主張することができません(115 条、113 条 2 項)。

直前対策 第2回 解答・解説

(有)拓明館

4 正しい。本人が無権代理行為の追認をしない場合、無権代理人は、相手方の選択に従い、相手方に対して履行または損害賠償の責任を負います。しかし、相手方が悪意の場合は、無権代理人は、相手方に対して責任を負いません。また、相手方に過失がある場合は、無権代理人は、自己に代理権がないことを知っていれば、相手方に対して責任を負います。したがって、C に過失がある場合、B は、自己に代理権がないことを知っていたときは、C に対して履行または損害賠償の責任を負います(117 条)。

【問5】正解3 代理

1 正しい。

本人が、追認またはその拒絶をせずに死亡し、無権代理人が本人を相続した場合には、無権代理人が本人の資格で追認を拒絶することは信義則に反するため許されず、無権代理行為は当然に有効となります(民法 113 条、判例)。

2 正しい。

本人が追認を拒絶した後に、無権代理人が本人を相続した場合は、本人に効果が帰属しないことが確定しているので、無権代理行為は有効となりません(113 条判例)。

3 誤り。

本人が無権代理人を相続した場合には、本人が追認を拒絶しても信義則に反するとはいえず、無権代理行為は当然には有効となりません(113 条、判例)。

4 正しい。

代理人がその権限外の行為をした場合、代理人に権限があると信ずべき正当な理由が相手方にあれば(相手方が善意無過失であれば)、表見代理が成立し(権限外の行為の表見代理)、本人に効果が帰属します。したがって、C は、甲土地の所有権を取得した旨を、A に対して主張することができます(110 条)。

<表見代理の3類型>

代理権授与の表示による表見代理

(109 条 1 項) 本人が代理権を与えた旨を表示したが実際には与えていない場合

権限外の行為の表見代理

(110 条) 代理人が、与えられた代理権の範囲を越えて代理行為をした場合

代理権消滅後の表見代理

(112 条 1 項) 代理権が消滅した後に代理人として代理行為をした場合

※相手方は善意無過失でなければならない。

【問6】正解2 取得時効

1 正しい。

時効の効力は、その起算日にさかのぼります。そして、取得時効完成の時期は、必ず時効の基礎たる事実の開始した時期を起算点として決定すべきであり、時効の援用者が

直前対策 第2回 解答・解説

(有)拓明館

任意にその起算点を選択し、時効完成の時期を早めたり遅らせたりすることはできません(民法 144 条、162 条、判例)。

2 誤り。

所有権の時効取得が認められるためには、百有者に「所有の意思」があることが必要です。したがって、20 年間、平穩に、かつ、公然と他人が所有する土地を占有しても、その占有が「賃借の意思」に基づくものであれば、その土地の所有権を時効により取得することはできません(162 条 1 項)。

3 正しい。

10 年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意かつ過失がなかったときは、その所有権を取得します。そして、占有者の善意・無過失は、占有開始の時点において判定すれば足りますので、占有の途中で事実には気が付いても関係ありません。よって、C は、占有開始時に善意・無過失であったのですから、10 年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有を継続すれば、甲土地の所有権を時効取得することができます(162 条 2 項)。

4 正しい。

占有者の承継人は、自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することにより、土地の所有権を時効取得することもできます。そして、この「承継人」には、特定承継人(買主等)だけでなく、包括承継人(相続人)も含まれます。したがって、C は、自己の占有に B の占有を併せて主張することにより、20 年間の占有を主張し、甲土地の所有権を時効取得することができます(162 条 1 項、187 条、判例)。

【問 7】正解 3 消滅時効

ア 誤り。

債権または所有権以外の財産権(地上権、地役権など)は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは、時効によって消滅します。しかし、所有権は、消滅時効にかかりません。したがって、20 年間行使しなくても、消滅してその目的物が国庫に帰属するようなことはありません(民法 166 条 2 項)。

イ 正しい。

債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅します(166 条 1 項 1 号)。

ウ 正しい。

債権は、原則として、権利を行使することができる時から「10 年間」行使しないときは、時効によって消滅します。しかし、人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権は、権利を行使することができる時から「20 年間」行使しないときは、時効によって消滅しません(166 条 1 項 2 号、167 条)。

直前対策 第2回 解答・解説

(有)拓明館

エ 正しい。

確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とします。つまり、判決確定の日から一律 10 年となります(169 条 1 項)。よって、正しいものはイ、ウ、エの三つであり、正解は 3 となります。

【問 8】正解 2 時効通則

1 誤り。

裁判上の請求がある場合に、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく、その裁判が終了したときは、その終了の時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しません。したがって、訴えの却下により裁判が終了したときは、その終了の時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されますが、時効の更新は生じません(民法 147 条 1 項)。

2 正しい。

破産手続参加がある場合に、確定判決と同一の効力を有するもの(破産手続終結の決定)によって権利が確定したときは、時効は、その破産手続が終了した時から新たにその進行を始めます(147 条 1 項 4 号・2 項)。

3 誤り。

強制執行の申立てがある場合に、申立ての取下げによって、その強制執行が終了したときは、その終了の時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されますが、時効の更新は生じません(148 条)。

4 誤り。

仮差押えまたは仮処分の申立てがある場合には、その仮差押えまたは仮処分が終了した時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されますが、時効の更新は生じません(149 条)。

【問 9】正解 4 時効通則

1 誤り。

催告があったときは、その時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しません。しかし、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しません(民法 150 条)。

2 誤り。

権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次の①②③のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しません。

①その合意があった時から 1 年を経過した時

②その合意において事者が協議を行う期間(1 年に満たないものに限る)を定めたときは、

直前対策 第2回 解答・解説

(有)拓明館

その期間を経過した時

③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6ヵ月を経過した時

したがって、協議を行う期間を1年未満とすることもできます(151条1項)。

3 誤り。

権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたことにより時効の完成が猶予されている間に、再度、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合、再度の合意は、時効の完成猶予の効力を有します。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができません(151条2項)。

4 正しい。

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始めます。

そして、権利の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないことまたは権限があることを要しません(152条)。

【問10】正解1 時効通則

1 誤り。

時効の効力は、その起算日にさかのぼります。したがって、Aの所有する甲土地をBが時効取得した場合、Bが甲土地の所有権を取得するのは、甲土地の占有を開始した時です(民法144条)。

2 正しい。

消滅時効は、権利の消滅について正当な利益を有する者も、援用することができます。そして、先順位抵当権の被担保債権が時効により消滅すると、先順位抵当権も消滅し(付従性)、後順位抵当権の順位が上昇するため、後順位抵当権者は正当な利益を有するようになります。しかし、判例は、「後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅によって直接に利益を受ける者に該当しないため、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができない。」としています(145条、判例)。

3 正しい。

債務者は、消滅時効の完成を知らないで、権利の承認をした場合でも、その後、消滅時効を援用することができなくなります。なぜなら、消滅時効の援用を認めると、弁済を受けられると思っている債権者の期待を裏切ることになり、信義則に反するからです(145条、146条、判例)。

4 正しい。

時効の完成後は、時効の利益を放棄することができますが、時効の完成前にあらかじめ時効の利益を放棄することはできません。これを認めると、例えば、貸金契約などでは必ず事前に時効利益放棄の条項が入れられ、債務者の利益を害するからです(146条)。